

## 営業保証金の取り戻しについて

家畜商を廃業された場合、営業保証金を取り戻すことができます。取り戻しには、免許取消後に家畜商法等に定められた手順を必要とします。家畜商本人がお亡くなりになった場合は、相続人等が免許の取消し申請を行うこともできます。まずは「免許取消申請書」をご提出ください。

<県畜産課へ提出いただくもの>

○家畜商免許取消申請書

○免許証取消し者の家畜商免許証

(家畜商免許証を亡失された場合は、家畜商免許証亡失届)

### 【営業保証金の取り戻し手順】

① 滋賀県庁から免許の取消しに関する通知を受けてから、営業保証金を供託した法務局（支局）に取り戻しに必要な書類を確認します。

② 官報に廃業する旨を掲載します。

●官報公告の申込み先：滋賀県官報販売所（（有）澤五車堂）

TEL：077-524-2683 FAX：077-525-3789

●公告料金：約1万円（2万円の供託金を取り戻す場合）

供託金額により料金は変わります。

※免許証の取消し、死亡等の供託原因消滅事由発生日から10年経過している場合は、取戻公告をせずに営業保証金を取り戻せる場合があります。詳しくは法務局へお尋ねください。

③ 官報に掲載して6ヶ月経過後、県庁に「家畜商営業保証金規則第9条による証明書」の交付申請をして下さい。 ※掲載官報の写しを添付すること。

④ ①で確認した必要書類（③で交付を受けた証明書を含む）をお持ちになって、供託所（法務局）で営業保証金の取り戻しを行ってください。

★ご本人が亡くなっていて相続人が供託金請求をする場合は、準備書類が他にも必要となります。以下に一例を挙げています。

- ・ 供託書正本（なくした場合は以下の相続関係書類で確認可）
  - ・ 亡くなった家畜商本人の戸籍謄本（相続用）および除籍謄本
  - ・ 同じく住民票の除票など供託書の住所がわかるもの
  - ・ 相続人全員の戸籍謄本または抄本
  - ・ 遺産分割協議書（相続人全員の印鑑証明書）
  - ・ 相続関係説明図
- 等

※相続の状況によって提出書類が異なりますので、事前に法務局へご相談ください。

※通常は司法書士に依頼することになりますが、その場合取り戻す額より経費が多くなる可能性があります。